平成２９年（フ）第２１９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目20番６号
債務者　東野　幸文
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３３号
大阪市大正区三軒家東６丁目12番５号　金津文化（東棟）２号室
債務者　松永　卓也
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―214号
債務者　竹崎　哲夫
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５号
大阪市淀川区西三国３丁目７番７号　ＶＩＰ三国107号
債務者　大崎　勝子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９０号
大阪府大東市深野３丁目25番25号
債務者　森口　博子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８号
長崎県諫早市貝津町1098番地　202号、旧住所福岡市西区今宿東３丁目30番８―104号
債務者　浦里　清勝
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
山梨県笛吹市石和町小石和156番地６
債務者　小林　信男
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
香川県仲多度郡多度津町日の出町８番16号　日の出ハイツ101
債務者　山元　　篤
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１３４０号
千葉県船橋市三山１丁目41番１―116号
債務者　川原田　健
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５９号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟725号
債務者　小島　和雄
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６４号
千葉県市川市宮久保６丁目18番18号
債務者　加藤　高明
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８４号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1538番地67　ライオンズガーデン船橋薬園台409号
債務者　佐野　弘治
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９０号
千葉県市原市山田橋１丁目９番地６　タウン国分寺台Ａ―102
債務者　吉種恵美子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１３号
千葉市中央区今井２丁目８番６号　ＣＡＳＡ　ＷＡＤＡ　202号
債務者　吉永妃都美
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１６号
千葉県船橋市三咲２丁目13番15号　エステートピア廣田105号
債務者　小村　　望（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２３号
千葉市若葉区千城台南４丁目２番１号　アーバン・ヒルズ21―608号
債務者　土田　聡子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３５号
千葉県市川市湊３番２―101号　（シェーナー・ハーフェン）
債務者　村岡ホセフィーナこと　ムラオカ　ホセフィーナ　ヘルナンデス
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係